

高瀬会訪問看護ステーション

利用料金のご案内

令和6年6月1日

高瀬会訪問看護ステーションは、要介護予防と認定された方がご利用できます。また、主治医が交付する指示書が必要となります

1. 基本料金(介護給付費の1割)

(単位:円／1回)

時 間 帯	看護師の場合
20分未満	303
30分未満	451
30分以上～1時間未満	794
1時間以上～1時間30分未満	1,090

2. 加算料金

早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時) 基本料金の25%加算

20分未満	379
30分未満	564
30分以上～1時間未満	993
1時間以上～1時間30分未満	1,363

深夜(22時～翌朝6時) 基本料金の50%加算

20分未満	455
30分未満	677
30分以上～1時間未満	1,191
1時間以上～1時間30分未満	1,635

予防複数名 訪問看護加算 I	254 ／ 回 (30分未満) 402 ／ 回 (30分以上)	同時に複数の看護師により訪問看護を行うことによって、利用者やその家族の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合 ①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合
予防特別管理加算 I 又は II	I 500 ／ 月 II 250 ／ 月	特別な管理を要する利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの。訪問看護指示書に記載)に対して、計画的な管理を行った場合
予防長時間 訪問看護加算	300 ／ 回	特別な管理を要する利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの。訪問看護指示書に記載)に対して、1時間30分以上の訪問を行った場合
予防緊急時 訪問看護加算	600 ／ 月	①利用者又は家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること
予防退院時 共同指導加算	600 ／ 月	医療機関からの退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合
予防初回加算	I 350 ／ 月 II 300 ／ 月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に(I)、翌日以降(II)指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する
予防 ターミナルケア加算	2,000 ／ 死亡月	①死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施していること ②主治医との連携のもとに、訪問看護におけるターミナルケアに関する計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること

3. 別途利用料金

那智勝浦町・太地町・新宮市(旧熊野川町地域は除く)・串本町・古座川町以外にお住まいの方

交 通 費	(ア) 通常の事業の実施地域を越えた地点から10km未満の場合	1,000円
	(イ) 通常の事業の実施地域を越えた地点から10km以上の場合	3kmごとに300円追加となります